

厚生委員会会議録

平成22年7月1日(木)

(開 会) 10:04

(閉 会) 11:16

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第62号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。高齢者支援課長。

高齢者支援課長

「議案第62号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書25ページをお願いします。

介護サービス事業特別会計予算は「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の管理運営に関する予算です。第1条において、歳入歳出それぞれ2622万2千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8157万8千円とするものです。

28ページをお願いします。補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出から説明をいたします。1款事業費、1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費の15節工事請負費に、筑穂桜の園消防設備設置工事として4200万円を計上しています。この消防設備設置工事は、小規模福祉施設のスプリンクラー設置基準の見直しがおこなわれ、消防法施行令が改正されたことにより当該施設もスプリンクラーの設置が義務付けられたことによるものです。続きまして、2款基金積立金、1項基金積立金、1目特別養護老人ホーム運営基金積立金は、基金運用による利子等の積立金を除く積立金1577万8千円を減額し、消防設備設置工事費への財源変更をおこなうものです。

続きまして、歳入であります。4款繰入金、1項基金繰入金、1目特別養護老人ホーム運営基金繰入金におきまして、歳出の消防設備設置工事費に充てるため2622万2千円を基金から繰り入れをしようとするものです。以上簡単であります。補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

道祖委員

この桜の園の消防設備の設置工事が4200万円ですか、これは消防法が変わったからということですけど、既存の消防設備はあったんでしょ。消防法が変更になったから新たに設置するということでしたら、どのように消防法が変わって、どのように変更するか内容を全然説明がなかったから、どんなふうになるんですか。

高齢者支援課長

申し訳ありません。消防法の施行令の改正がありまして、改正前は延べ床面積1,000㎡以上、建物の構造が平屋建て以外のものに対してスプリンクラーの設置義務がありましたが、改正後は延べ床面積275㎡以上、建物の構造としてすべての施設がスプリンクラー設置義務を負うようになりました。現在の施設状況ですが、延床面積は1,665㎡、平屋建てのため、改正以前はスプリンクラーの設置義務はありませんでした。

委員長

他に質疑はありますか。

楡井委員

それではちょっと確認のために質問しておきますね。これはお金の流れで言えば2622万2千円を従来の基金から取り崩すということと、それから今年積み立てる予定の金額から1577万8千円を財源変更というんですか、それにして4200万円をつくって、この施設を造ると、設備を造るということでありますから、積立金のことしの予定の残額がここに書い

である86万円ということでもいいんじゃないかと思うんですけど、基金全体の残り金額がまだあるんじゃないかと思うんですが、その金額を教えてください。

高齢者支援課長

平成21年度末の基金残高は1億1871万1781円となっております。これから2622万2千円を充当することにより9248万9781円の残となります。

榆井委員

そうするとまだ残り基金が9200万円ですかね、あるということのようです。この基金の活用については、これまでも私は何度も利用者の方のために使ってくれというふうに要請をしておりましたので、今回こういう形で活用されるといいますか、利用されることについては非常に良かったというふうに思います。それで、この工事概要説明資料というのがありまして、その30ページを見ますと、工事概要が消火水槽とかスプリンクラーポンプ、非常用発電、そういうような工事が書いてありますけど、この工事全体を一括して入札されるんですか。それとも工事ごとの入札をされるか、どちらでしょうか。

高齢者支援課長

この工事概要に書いてある各費目は一括して入札にかけます。

榆井委員

当然これ入札ですから、工事を落札したところがこの仕事ができないというようなことはないんですか。例えば、配管専門のところでは消火水槽1基16トン水槽をつくらないかんというような仕事ができるかどうかとか、そういう場合は、また下請とかいう形になるんですか。

高齢者支援課長

この工事につきましては、消防設備を専門とする業者の方に入札をかけますので、どの部分を外注に出すということはありません。

榆井委員

消防設備を専門としている業者が消火水槽の、というのは土木工事じゃないかと思うんですけど、私もよく分かりませんが、土木工事であればそういう消防設備の会社ができるのかどうかというのはどうですか。

高齢者支援課長

スプリンクラーにつきましては、一括して消防設備等の事業所に出します。土木工事といいますが、こういう消防設備の業者がこういうところを含めまして、スプリンクラーをつけるということになりますのでご理解お願いいたします。

榆井委員

そういうことで仕事は完全にできるということであれば問題はないと思うんですけど、ぜひきちんとした入札制度で、仕事もきちんとやっていただかんといかんのじゃないかと思うので、よろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

スプリンクラーのことでちょっと聞きたいのですが、消防法が変わって1,000㎡以下はスプリンクラーの設置義務が、各業者になっているわけですね。それで、例えばグループホームとかそういった形の事業でも県からの補助金が出る。だからほとんどはああいうふうなところは手出し0で物ができあがっているような状況になっているんだけど、この特別養護老人ホームというのは、その対象事業とはならないわけですか。

高齢者支援課長

市町村が設置主体の部分につきましては補助金の対象になっておりません。これは昨年の説明会の中で、当初財源として国庫補助を期待しておりましたが、説明会に参加した折に市町村

の設置主体の養護老人ホームについては補助金の対象外という説明がありました。

岡部委員

私は対象になると思っていたんですよ。それで嘉穂町のほのぼの園とか、ああいうところも確か大きな金額で、どこで見たのかな、そういう事業費が計上されていたのがあったので、出ているんだなというふうに思っていたから、当然、桜の園も出てくるんだろうと思ったんですよ。それで今というわけにはいかないけど、ほのぼの園やは、たしかスプリンクラーの事業として組んであったと思うから、そういったところは全部嘉麻市がそういう予算組んでやっているのかどうか調べて教えてください。

高齢者支援課長

調査いたしました、後日報告させていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

消防法改正によって今度の措置がとられるということになりましたけど、この改正の基準は老健施設といえますか、こういう施設だけじゃなくて、他の施設にもこの基準が当てはまるんですか、その点はどうですか。

高齢者支援課長

特別養護老人ホームにかかわらず、認知症の高齢者グループホーム等、275㎡以上の施設がすべて対象となっています。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第62号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第66号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長

「議案第66号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

今回の条例の改正は、飯塚市食育推進計画を策定するにあたり附属機関を設置し、調査審議させるものでございます。主な内容につきましては新旧対照表で説明いたします。お手元に配布しています議案資料の4ページをお願いいたします。別表で飯塚市予防接種健康被害調査委員会の次に飯塚市食育推進協議会を加えております。なお、協議会の委員数につきましては公募の市民代表3名を含む15名を予定しております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

食育の推進計画なんですけど、これは協議会をつくるということですけど、これメンバーどういうメンバーで考えられてたんでしたっけ。

健康増進課長

先ほど15名ということで申し上げましたが、その内容といたしましてまず大学教授、小学校中学校のPTA連合会、生産者の代表、JA嘉穂の代表、飯塚市食生活改善推進委員会から1名、小学校中学校校長会、保育所連盟、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の栄養士、私学幼稚園連盟、老人会、それと市民代表3名で合計15名ということになっております。

道祖委員

食育の対象はどういう対象になるのですか。その食育をする対象者はどういう人たちを考えていますか。

健康増進課長

食育の対象ということでございますが、一応全年齢の方を対象ということで考えておりまして、特に今子どもたちの食生活というところがかなり乱れているということでございますので、小中高校の御父兄とかそういった方が最終的には中心になるのかなと、ただ地産地消の関係もございまして、幅広い形の食育計画になると考えております。

道祖委員

15名のメンバーはどういうメンバーかお聞きいたしましたけれども、保健所の栄養士さんが入るといことで、これで大丈夫なのかなと思いつつもですね、市立病院がありますのでやはり健康を維持するために食というのは大事だということを病院のほうでいろいろな指導をされていると思うんですよ。そういう観点からも、やはり食育推進協議会をつくるならば、いろいろ食育のことについて考えていくなれば病院関係者も入れられたほうがいいんじゃないかなと私は思うんです、全部の対象であるならば、健康を維持するためにはどういう食事がいいんだとか、特に高齢者の方が入院されて、やはり口から物を入れた方が健康になるというような話も聞きますから、病院の方がその経験を持たれてると思うんですよ。保健所の栄養士さんも結構なんですけれど、実践というか実務をされてる人達も入れた方がよろしいんじゃないかなというふうに私は思いますが、一考する考えはありますか。

健康増進課長

大変貴重なご意見だと思っております。今回のメンバー構成以外につきましても、保険センターが主になってこの食育計画の事務局をもつ関係になっております。実務の保健指導関係にあたってあります管理栄養士も入れます。それで病院の今言われたような状況もちょっと考えさせていただいて、全体的に見直せれば見直しも考えたいと思います。

道祖委員

せっかく市民のためにこういう食育推進計画をつくるんですから、幅広い観点から取り組んでいただきますようお願いいたします、質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第66号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第70号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議

題といたします。執行部の補足説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長

「議案第70号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

乳幼児医療費の支給の拡充に伴いまして、飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正し、併せて関連する飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及び飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、まず、飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例の改正では、名称を「乳幼児」を「子ども」に改め、対象年齢を義務教育就学前から小学校第3学年終了前までとしております。

次に飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の改正では、父子家庭に対する母から支払われた養育費を収入とすることを明確にするため関係規定を整備しております。

次に飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の改正では、飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例の改正に伴いまして、関係規定を整備しております。

最後に各医療費支給に関する条例に共通するものとして、旧総合病院の請求方法が変更になったため、関係規定を整備しております。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。お手元に配布しています議案資料の30ページをお願いいたします。

表題の名称及び第1条以降の該当条文中「乳幼児」を「子ども」に改めております。第2条第1項第1号で子どもの定義として、イで新たに義務教育就学前から小学校第3年終了前までの者を加えております。また、同条第2項において、生活保護受給者など、他法で医療費の支給を受けている者を除外する規定を設けております。

続きまして、30ページから31ページにかけてでございますが、第4条第1項で義務教育就学前から小学校第3年終了前までの者は、入院の場合は1日につき500円、1月につき3,500円を限度。入院以外の場合は1月につき600円を負担するものとしております。同条第2項で、旧総合病院では、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名が異なる診療につきそれぞれ別個の保険診療機関とみなしていたものが、歯科診療とそれ以外ということに改めております。

32ページをお願いいたします。この条例の施行期日は平成23年1月1日となっております。ただし、改正後のこども条例第4条第2項の規定、改正後の飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第4条第2項の規定及び改正後の飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例第4条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用することとしております。また、附則第5号及び第6号で飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及び飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正いたしております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

条文がなかなか分かりにくいんですよ。お前の頭が悪いんだといわれれば、それまでかもしれませんが、第2条の1項のアとイがありますが、アとかイとか分けて書いてある理由は何ですか。

健康増進課長

今回の条例改正におきまして、対象年齢を小学校第3学年までに拡大しております。これがイの部分になりますが、その方たちにつきましては負担を求める形で、先ほど言いました入院と外来について負担を求めるようにいたしております。アの部分は今までの就学前の方になりますけれども、この方たちは今までどおり負担を求められないということになっております。それ

でこういう区別をさせていただいております。

榆井委員

この条例の改正で小学校3年生までの人たちの医療費がすべて無料になるということではないと、そのためにアとイを分けて書いているということですか。

健康増進課長

そういうことでございます。1年生から3年生までの方につきましては、先ほど言いましたように入院と外来につきまして一定の負担を求めるようにしております。

榆井委員

今の説明では結局小学校1年から3年生までの人は入院したら1日500円、最大で3,500円までを限度として徴収しますので、完全無料ではないということですね。それから(2)の関係で見れば、前号に規定するもの以外の場合に1月に600円を負担するとなっておりますが、これはどういうことですか。

健康増進課長

1号が入院の場合ということでございます。2号の場合はそれ以外ということで、基本的には外来がそれに該当するということになります。

榆井委員

通院で払う医療費が600円、最高600円までを払ってくれということですね。したがって1年生から3年生までの人たちが治療に行くと、入院したら最大3,500円、通院の場合は最大600円の負担になりますということですね。それからその下の(2)の歯科診療とそのほかのことが書いてあって、これが新しい条文なんですけど、これをもう少し平易な言葉で解説してくれませんか。

健康増進課長

今まで総合病院の場合、歯科診療とそれ以外の診療科、たとえば内科、外科等をおのおの受けられましたら、それを一つ一つの医療機関で受けたのと同様の取り扱いをしておりました。今回から基本的に総合病院の場合は、歯科とそれ以外と、だから内科と外科と一緒に受けられても一診療ということで、1カウントということになりますので、これで負担を求める場合は仮に今までの制度でしたら2カ所1,200円払っていたものが、1回でいいというような形になります。

榆井委員

歯科とそれ以外の診療科と分けるということで、歯科と他のところを受ければ2カ所受けたことになって、歯科を除いた他のところは幾つ受けても1回ということになるわけですね。初診料がその関係で安くなるということですね。

次に、この措置の改正によって国保会計の負担がどうなるか知りたいんですが、お分かりになりますか。

健康増進課長

これは2号の影響ということでよろしいでしょうか。

榆井委員

質問が悪かったですかね。この新しい措置全体によってどのくらい影響が出るかということです。

健康増進課長

この無料制度の影響額ということで答えさせていただきます。今回の無料制度が拡充されたことによりまして国保会計の受ける影響といたしましては170万円程を試算しております。どういう内容かということですが、まず無料化したために医療費が膨らんでしまいます。それは何でかと言いますと、有料の場合はかからなかった方が、無料になったがために医療にどうしてもかかってしまうというようなことで試算をされております。それで、その関係の影響額

に対する国からの負担金なり調整交付金が減額措置になります。その分の影響額が170万円と、今のところ概算でございますが、そういう計算で考えております。

榆井委員

プラス、マイナスして170万というようなことなんですかね、新しくこの制度によって、無料で診療しなきゃならない人たちのためには、国保会計から医療機関にお金を払わないといけないでしょう。その金額はどうですか。

健康増進課長

国保会計といたしまして払う分というのは、保険者として払う分ですから7割負担は変わらないんですけども、その7割負担をする医療費ということは総額ベースでは変わらないと考えたときに、それに対応する負担金、本来50%、国県合わせて50%をもらってますけども、その部分の一部分が減額措置されて、その額が170万円減額されるということになります。

榆井委員

そうすると、国保会計が全体でこの措置をすることによって、170万円の痛みを受けるということだけでいいわけですね。それで、そのためと言ったらおかしいのですが、先ほど言った500円、600円の話は相殺して170万円ということでもいいんですかね。

健康増進課長

先ほど、個人負担金の影響額も除きまして最終的には医療費がこの程度ふえますという試算を国がやります。それに対する負担金の減額分が、170万円ということになります。ですから、この負担金を取る部分の影響が直接出るの是一般会計で、本来8900万円ぐらいの負担をすることになりますけども、その部分の入院外来の一部負担金をいただくことで、1900万円ぐらいの持ち出しが減りますので、その影響は一般会計の方が大きいということになります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:38

再開 10:39

委員会を再開いたします。

保健福祉部長

今回の条例改正によりまして、子ども医療費を拡充するということを実施いたしておりますが、この分の費用の負担の増加といいましょうか、本来かかる分につきましては影響はございませんが、自己負担分を市が補填するということになります。これは一般会計から支出することになります。この金額につきましては、およそ6900万円ほどの金額が必要になってまいります。ただ、先ほど課長が申しておりますように、この医療補助の事業推進をするために、本来かからない人がかかるようになるのではないかとということで、国保会計の国庫補助金等に対しての国からのペナルティということで、補助金等が減額されます。それが大体170万円ほどペナルティがかかってきます。その半分につきましては、一般会計から繰り入れていくというような状況でございます。

榆井委員

今度の措置によって、全体としては9000万円くらい支出がふえると、私が聞いたのは国保会計にどのくらい痛手がくるかと聞いたので、ちょっと理解が違ったと思うんですが、それが出るんですけども、500円、600円という収入が、約2000万円ぐらい入ってくるということですから、結局その差額が6千何百万円になって、それは市のやってる仕事やから、国保に関係ないから市から補填されると、こういう仕組みで結局170万円、国から来る分の170万が国保会計としては負担しなければいけないと、こういうことでもいいですかね。金額の多少は別にあると思いますが、流れるにはそういう流れでいいんですね。そうすると、これ

を小学校6年まで、4、5、6と3年間広げるということになったら、どのくらいお金が必要でしょうか。

健康増進課長

小学校の6年生まで拡大いたしますと、医療費としては7700万円程増加するという見込みを立てております。

榆井委員

医療費がどのくらい増えるかと一番はじめに聞けばよかったですね。7700万円でさっきの500円、600円の措置をすると、7700万円まではいらぬということになりますかね。6000万円ぐらいでいいとかいうかたちになるわけですね。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中博文委員

この制度、条例が新しくなりまして、年齢的に支給する年齢層が上がるんですけども、あくまでもこれは保護者の方が申請をして初めて受けられる制度ですので、過去に申請をされなかった方はおられますか。

健康増進課長

基本的に乳幼児医療は、お生まれになった方は届出を出されます。それで、そのときご説明を差し上げて、自分の医療保険ができた段階でそれを持ってきていただいて申請することになります。それで漏れることはございません。ただ忘れられて、例えば保険証ができたにもかかわらず2、3カ月ちょっと手続に来られないとかいうケースがございますので、そういったケース以外はほとんど100%ということになります。

田中博文委員

医療費の支給の規定の中に、まず保護者の方に支給をすると、その保護者の方の既定も第2条の2のほうで、こういう方を保護者と言いますよというふうに規定されてるんですが、今保護者といっても保護者らしからぬ保護者の方がおられますので、そういった方にもいろんな意味で申請なり、あと役割等ができない方、そういった方にはそれなりに健康増進課としてちゃんとやらないと、これは支給されませんよという話ができるんですかね。

健康増進課長

基本的には先ほど言いましたように、出生されたときとか転入されたときには必ずやるんですけども、現実的にその時期を逸せられて遅れられるケースにつきましては、再度こちらの方から手続の案内を行っております。それで、なぜ保険証がいるかというのは、その請求先に、高額医療とか発生した場合に必ず必要になりますので、その大元の保険証の番号が分からないとこちらでもその後の作業ができませんので、そこで滞っている場合については必ず連絡をとってやるようにしております。

田中博文委員

支給云々の手続ではなくて、保護者に支給をすると、その保護者が保護者でない人が現状おられますので、その方に対してはどのような指導かなにかされるのかお尋ねします。

健康増進課長

乳幼児医療の助成につきましては、現金給付ではなくて現物給付になりますので、保険証を提示されれば、その分でお金を払う必要がありませんということになります。保険証さえ持って病院にかかれた場合には、今回1年生から3年生の方につきましては一部負担金がありますけども、それを出してもらう以外についての手出しはございませんので、後の部分についてはうちの会計から負担をするという形だけですので、直接保護者の方がお金を出したから後で現物、例えば1度お金を出して医療費が3千円かかりましたと、3千円一応払ってもらって領収書持って来てもらって後でお返するという制度でございませんので、もう最初からそこ

の分は払わなくていいようになっておりますので、その手続的には必要ございません。

田中博文委員

きっと私の質問の聞き方があれかもしれませんが、俗に育児放棄をされてるような保護者の方も保護者として認めるんですかということ聞いてるんです。虐待なり、そういったことも含めて、そうした方が保護者っていうふうに健康増進課として認めておられるのか。そのところでなっとなければ、健康増進課のほうでそういう形の指導ができるのか。そういうことを伺ってますけど。

健康増進課長

乳幼児医療の助成につきましては、あくまでも保護者の方の健康保険に入ってらっしゃるお子様に対する保険証の交付をしまして、医療にかかったときの助成をやるということでございます。それで、この育児放棄というところはちょっと私もどういうふうに考えいいかということで、その方が例えば病院に連れて行かないで重篤な形になるということになります。ただあくまでもこれは医療費に対する助成でございますので、第三者の方が病院連れて行ってそのときに医療にかかられば、当然それに対する医療費の助成はございますので、必ずしも医療にかからせたときに発生する医療費に対する助成というふうな形で考えますので、育児放棄されたお子さんが、その保護者でなければだめと、病院に連れて行くのが保護者がないとだめということではございませんので、何らかの医療を受けられさえすれば、そういった処置は受けられると、ちょっと答えになってないかもしれませんが、そういうことになっています。

田中博文委員

制度として健康増進課の方が窓口になられますけども、その内情的なことですよ、健康増進課としてそこまで把握することができなければ、保護課だとか他のところと連携を取りながら、子どものことですので学校関係、就学前の保育所そういったところでこういう制度もちゃんと使って、当然子どものためにということも言われてありますので、逆に保護者に対してもそういったことができるのであればやっていただきたいなと思っているんですが・・・

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:51

再 開 10:59

委員会を再開いたします。

健康増進課長

ちょっと答えにはならないかと思えますけれども、育児放棄とか虐待とかいう形で子どもさんが医療にかかれないう状況が起こり得るということは、私どもとしても非常に遺憾なことでございます。虐待とか育児放棄とかいう部分は関係各課と連携を取りまして、そういう情報がありましたらいち早く医療にかかれるような状況を指導していくというふうには考えていきたいと思えます。

委員長

他に質疑はございませんか。

安藤委員

1点だけお知らせください。今回の補正予算の1つの目玉だという言われ方もしましたけれども、これは本市独自の制度だというふうにお聞きしておりますけれども、周辺市も含めてこれ以上やられているところもあるかもしれませんけれども、そういう情報がありましたらお知らせください。

健康増進課長

現在、県制度以外に拡大してやっているところが、北九州市が入院の対象を小学校6年生まで拡大をいたしております。福岡市も同様に小学6年生まで拡大しております、所得制限な

どは設けておりません。それと豊前市が小学校から中学校の入院のみを無料にしております。それと苅田町がこれも中学卒業までは所得制限なしでやっております。近隣の嘉麻と桂川の状況は今のところ県制度のままということでございますが、同じ医療圏でございますので、足並みをそろえてやる方向で進むのではないかというふうには考えております。

安藤委員

先ほど小6まで拡大すると7700万円の医療費がかかるという話でございましたけれども、ぜひ拡大の方向で取り組んでいただきたいというふうに思いますのと、せっかいいい制度ですので、よく言われる事ですけどもPRのほうをしっかりとっていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

今、所得制限の話がありましたけれども、飯塚市は所得制限はないのでしょうか。

健康増進課長

所得制限はございません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第70号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。柴田委員から「子宮頸がんワクチン接種について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。柴田委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。柴田委員に発言を許します。

柴田委員

お時間いただきありがとうございます。今もお話がありました、子宮頸がんワクチン接種でございます。この質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

おはかりいたします。

本委員会として、本件について所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって、本件について、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「子宮頸がんワクチン接種について」、を議題といたします。柴田委員に質疑を許します。

柴田委員

子宮頸がんワクチンの接種ということで現在、年間約女性15,000人ぐらいの方々が発症しております、子宮頸がんがですね。そして亡くられる方々が平均3,500人ぐらい、1日約平均10人近くの方々がこの病気でお亡くなりになっております。これはほんとにかなり大人になってきてあらわれてくるんですが、これを今、外国等においては小さいうちからワクチン接種をして、大人になってもこの病気が出てこないような状況で、予防できるというワ

クチンでございます。アメリカ、イギリス、オーストラリアどちらも80%近く、80%以上の方々が受診をなされてあるんですが、日本だけが今2割ぐらいですか、24%ぐらいですね、それぐらいの人しか受けてなくて、そして受けたときにはもうほかのところにがんが転移するというぐらいの方々が増えてきております。それでこの接種が12歳、国の方でもですね、今回の参議院の方にも予防法案が出されて、まだそれが決まってきたておりませんが、国の措置として今これを出しております。そこになるまでも今の現在の12歳か13歳の方々のワクチン接種を早くできないかということで今相談してるんですが、飯塚市において12歳の女児ですね、女のお子さんの人数は大体何人ぐらいいらっしゃいますか。

健康増進課長

約580名ほどいらっしゃいます。

柴田委員

そしてその年間ですか、半年間のうちに3回接種するその費用、3回分の費用として50,000円ぐらいかかるんですが、合計おいくらですかね。ちょっともしすぐ分かるなら。

健康増進課長

飯塚市の試算をいたしましたところ、費用はばらつきがございまして、だいたい費用は45,000円程度ということで試算いたしますと、約2600万円ほど費用がかかることとなります。

柴田委員

今その12歳の方々、そういう状況をいち早く接種をさせていただくということは、この方々がほんとに大人になったときにほぼ80%ぐらい予防できる。そして検診を含めてそれは100%近く予防できるということの条件になるわけですね。今飯塚市には予算がないということはよく分かりますけれども、せめて半額でも助成していただく、現在の段階でですね。それとか受けるときもこれは希望者になってきますので、全員ではございませんね、なかなかやはりこれを受けようとか、初めての状況でございますので、それで全額ということまで行かないと思いますが、ぜひその半額助成だけでも結構ですので、国が決める前に何とか助成していただきたいと思うんです。実現していただきたいのですが、いかがでしょうか。

健康増進課長

先ほど説明いたしましたように費用的には約2600万ほどかかります。先ほどの委員も言われましたとおり、飯塚市財政状況を考えた中では少ない財源の中で何をやっていくかということで、取捨選択した中で考えていかななくてはならないと思います。その中で今回提案しました子どもの医療費助成もそうなんですけども、そういった中で子宮頸がんのワクチン接種については、早期発見で早期予防ということで大変重要な政策であるとは考えております。ただ今の状況でやれるかと言ったら、かなり厳しいものではないかと思っております。それと子宮頸がんの感染につきましては性交渉が基本的な要因となります。それで実際12歳、13歳で予防接種をしているところがございますが、そのでいいのかという議論もございます。それと先ほど一部助成ということもございましたが、一部助成でいいのかと、大田原市などでは全員対象に公費全額負担ということでやっております。一部5,000円補助とか半額補助とかやっている団体もございます。国のほうもその部分については積極的に考えているようでございますので、そのあたりを注視して今後どういったことができるかということは検討していきたいと思っております。

柴田委員

現在国の方にも全額補助ということをお伝えして取組んでいただくということで今やっておりますが、その間を待つ間にやはり予防できるということは大事なことでないかなと思っておりますので、全額という飯塚市もできないとなってくると思っておりますので、ほんとに最初の啓発をしていくためにもですね、半額補助という状況からでも始めていた

だいて、ぜひこのことを取り組んでいきたいと思ひます。今すぐここでお答えしていただけるわけではないと思ひますが、ぜひこのことを心の中に入れていただきまして、このことの措置ができますように、1日も早くこの措置はできますことをお願いしておきたいと思ひます。要望でございますが、よろしく願ひいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「忠隈住民センターボイラー故障による浴場の一時利用中止について」報告を求めます。社会・障がい者福祉課長。

社会障がい者福祉課長

社会障がい者福祉課より忠隈住民センターのボイラー故障による浴場利用の一時中止についてご報告いたします。去る5月26日に忠隈住民センターの浴場用ボイラーが故障したため、同日の夜間から浴場利用を一時中止いたしております。故障の原因といたしましては、設置当初から20年余り経過しており老朽化等により内部から水漏れが発生したものでございます。現在、緊急にボイラー等の取替修繕に着手しておりますが、復旧までには7月下旬を見込んでおります。また、忠隈住民センターは旧忠隈炭鉱炭住の共同浴場を旧穂波町が引継ぎ、住民センターとして平成元年に開設しておりますが、地元で自宅にお風呂のない高齢者世帯も多いことから、社会福祉協議会及びシルバー人材センターと相談いたしまして、穂波福祉総合センター等への送迎バスを週3日、火曜日と木曜日と土曜日に無料で運行いたしております。また、一人暮らしの高齢者も多いことから地元自治会長に状況調査を随時願ひいたしまして対応に努めておりますが、現在まで特に苦情や要望等はあっておりません。利用者の皆様には大変ご不便をお掛けいたしておりますが、1日も早い復旧に努めて参りたいと考えております。以上簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。次に「原爆投下の日、終戦日における黙とうを呼びかける放送等について」報告を求めます。社会・障がい者福祉課長。

社会・障がい者福祉課長

原爆投下の日及び終戦の日における黙とうを呼びかける放送等についてご報告いたします。本市では合併後、戦没者を追悼し平和を祈念する日として終戦の日である8月15日の正午にサイレンを鳴らし、平和を祈念する黙とうの呼びかけを行っておりますが、今年度より防災行政無線が整備されたことに伴いまして、防災無線を活用したサイレンの吹鳴に変更したいと考えております。また合併後、以前より8月6日の広島及び8月9日の長崎への原爆投下の日にもぜひサイレンを吹鳴して欲しいとの市民からの要望もあることから、原爆被害者の会と協議を行いました結果、投下された時刻に併せまして同じく防災行政無線を活用した平和の鐘の音

を放送し、原爆死没者への冥福と世界恒久平和を祈念する黙とうを広く呼びかけたいと考えております。なお、これらの取り組みにつきましては、防災行政無線を使用することから、市民等の混乱を防ぐため、事前に市報掲載及びお知らせ票の隣組回覧を行いまして、周知を図りたいと考えております。また、放送の前日と当日にも防災行政無線による案内放送を行ないたいと考えております。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

榆井委員

原爆投下の日は広島と長崎と2日間やるわけですね。

社会障がい者福祉課長

原爆投下の日であります8月6日今年は金曜日になりますけど午前8時15分、それから8月9日これは長崎の方ですけど月曜日の午前11時2分に行いたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「生活保護法による費用返還命令取消請求事件について」報告を求めます。保護第1課長。

保護第1課長

平成22年3月12日開催の委員会において報告をさせていただきました生活保護法による費用返還命令取消請求事件につきまして、去る6月24日福岡地方裁判所で判決が言いわたされましたので、その結果につきまして報告させていただきます。判決は、「1原告の請求を却下する。」「2訴訟費用は原告の負担とする。」でございます。却下の理由といたしましては、「本件訴訟は、出訴期限経過後になされたものであり、行政事件訴訟法第14条3項により、不適法な提訴である。」というものでございました。今後につきましては、原告の控訴も考えられますので、判決内容を十分に検討し、適正に対応していきたいと考えております。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもって厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。